

財 第 8 2 3 号

平成27年8月21日

各 部・課 長

副 市 長 山 崎 健 二

平成28年度予算の要求について（依命通知）

わが国の景気は、緩やかな回復基調が続いていると言われている。

先ごろ発表された内閣府の7月月例経済報告によると、中国経済をはじめとした海外景気の悪化が、わが国の景気に影響を与える可能性に注意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくものと期待されている。

6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太方針）」では、デフレから脱却し、中長期的に持続する経済成長を実現するためには、経済の好循環の拡大や潜在的な成長力強化を図るとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、各地域において、地方創生を深化させていくとしており、平成28年度からの5年間を対象期間とする「経済・財政再生計画」によって、経済・財政の一体改革を断行することとしている。

「経済・財政再生計画」では、デフレ脱却・経済再生を確実なものにするための取り組みの強化と同時に、社会保障制度を持続可能なものとするための改革、公共サービスの無駄の排除等の歳出改革等に取り組むとしている。

地方行財政については、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくため、人口減少等を踏まえ、国の取り組みと基調を合わせた歳出改革を行うとしている。具体的には、専門性は高いが定型的な業務等の民間委託の加速、マイナンバー制度の導入を契機とする更なるIT化、地方公会計制度の導入による公共サービスに関する情報の「見える化」を進めること等により、自治体の行財政改革を促し、地方の歳出効率化を推進するとしている。

一方、本市においては、歳出面では、公共施設の長寿命化、清掃工場の建替え、都市基盤の整備等の投資的経費、地域包括ケアシステムの整備、子育て支援対策等の社会保障経費の増大等課題は山積している。また、これまで集中的に取り組んできた小・中学校の耐震化や老朽化した北部清掃工場の建替え、（仮称）保健福祉センター建設等のために借入れた多額の市債や臨時財政対策債の償還が、今後本格化することで公債費が大幅に増加することが見込まれる。

歳入面では、景気の回復等による市税の増加や平成29年4月に実施

される消費税率の引上げによる地方消費税交付金の増加は期待できるものの、平成27年度においては、市の主要な一般財源となっている地方交付税及び臨時財政対策債については、合わせて87億円を予算計上しているが、今後、国において地方交付税制度の改革を予定しており現時点では不透明な状況である。

財源調整基金については、近年では平成20年度の79億円を最低に年々増加してきたものの、平成25年度決算剰余金積立後の残高は261億円であったが、平成26年度決算剰余金積立後残高は10億円減少し251億円となった。平成20年度以降はじめて、実質的な取り崩しを行い基金残高が前年度より減少している状況となっている。

前述したとおり、本市は、少子・高齢化の進展等に伴う社会保障経費の増加や公共施設の長寿命化等多くの財政需要を抱えている。公債費については、南部清掃工場の建替えや山積する課題への対応のため今後も多額の市債発行を予定しており、公債費の増大は避けられない状況である。

ここ数年は、山積する課題解決のために積極的な財政運営を行っているが、今後も財源調整基金の取り崩しが見込まれるなか、事業の優先順位の見極めを徹底する等、限られた財源の有効活用を図り、持続可能で安定的な財政運営を行っていかなければならない。

以上を踏まえ、平成28年度予算編成においては、最優先課題である子育て支援や高齢化対策、都市基盤の整備や公共施設の長寿命化に重点的に取り組むのをはじめ、本市が抱える諸課題を重点的かつ計画的に解決するため、後期基本計画の「めざすまちの姿」で示す6つの取り組みを確実に実施するとともに、市長公約に基づく施策についても着実に推進するよう取り組んでいく。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてであるが、前述した、国の「骨太方針」においても最重要課題となっていることから、本市においても各省庁における地方創生のメニューを参考にする等、地方創生に関連する事業を積極的に提案してもらいたい。

なお、計画に沿って着実に事業を実施するためには、中長期的に安定した財政基盤を確立し、規律ある財政運営を行わなければならない。そのためには、使用料及び手数料等の受益者負担の適正化をはじめ、各部署で所管する事業について分野横断的な視点から、類似する事業、対象が同一である事業等について重複を排除する等整理統合に取り組んでいくこととする。

以下に、予算編成にあたり基本的事項を示すので、これにより適切に対処されたい。

## 基 本 事 項

1. 予算要求にあたっては、事業の優先順位、行政効果を十分見極め、効率的・重点的な予算要求を行うこと。
2. 市民の多様化する行政需要に的確に応えるためには、行政内部の役割にかかわらず、部局の垣根を越えた分野横断的な取り組みを推進する必要があるため、部局間で十分協議のうえ要求すること。
3. 「後期基本計画」において示す施策については、着実にその進捗を図ることとし、実施計画で採択された事業は優先的に予算化するので必要な予算は十分に精査のうえ要求すること。
4. 実施計画対象事業の所管部課にあっては、企画財政部から10月上旬を目途に査定結果を通知する予定であるので、査定で事業実施が不採択となった事業については、原則として要求しないこと。
5. 行政効果を再点検し、改善・廃止・縮小等による無駄の排除、スクラップアンドビルド等の必要な措置を講じること。
6. 「公共建築物保全計画」において、更新が予定されている施設にあっては、事業費を精査のうえ要求すること。

7. 決算で多額の不用額が生じている事業については、その原因を究明し、十分に精査したうえ要求すること。
8. 枠配分対象事業と指定された事業であっても、その必要性を検討し財源の捻出に努めること。
9. 歳入の確保については最大の努力をほらうこと。捕捉洩れのないよう十分注意するとともに、積極的かつ効率的に滞納整理を行う等により、収納率の向上を図ること。
10. 国・県支出金については、制度研究を十分に行い、特定財源の計上洩れ等がないよう注意すること。特に国庫支出金については、新たな制度の創設や既存制度の見直し等の動きがあることも考えられるため、情報の収集に努め適切に対応すること。
11. 特別会計及び企業会計については、独立採算の確保に努め、安易に一般会計からの繰入金等に依存することは厳に慎むこと。
12. 出資団体等に対しては、各団体の経営努力を強く求め、当該団体に対する補助金・委託料等の削減に努めること。